

○ 改葬許可申請について

- 1 許可申請書に、埋葬されている遺骨についての必要事項を記入する。1枚の申請書に4名分記入できます。それよりも多い場合は、複数枚記入してください。ただし、複数枚の申請書であっても1件の申請として受付けます。

※ 記入例を参考にしてください。

- 2 記入した内容について、墓地管理者の証明をもらう。
市営墓地の場合……市役所 市民生活課 環境整備係（無料）
集落墓地の場合……各集落墓地の管理者（公民館長 など）

- 3 （改葬許可申請に必要なもの）

- ・ 墓地管理者の押印のある許可申請書
- ・ 請求者の本人確認ができる書類（運転免許証、国民健康保険証 等）
- ・ 手数料 1通につき300円

- 4 その他

改葬許可証は、分骨するときなど、移骨する先が複数ある場合には、分骨先の数が必要になります。（2箇所の場合は、2件。3箇所の場合は3件。）

○ 墓石の解体

墓石の解体費用は、墓石の大きさや道路からの距離などにより変わってきます。枕崎市内の取扱業者は、下記の3業者です。ご面倒ですが、見積もり依頼をしてください。

（業者）

- ・ 中山石材店 0993-72-9616（枕崎市鹿籠麓町355）
- ・ 永江石材店 0993-72-2081（枕崎市明和町123）
- ・ 茅野産業㈱ 0993-72-1172（枕崎市桜山町582）解体のみ

○ 墓地使用の廃止

- ・ 市営墓地……墓地の使用を廃したときは、その場所を原状に復し、市長に返還しなければなりません。環境整備係に、お問い合わせください。
- ・ 集落墓地……各墓地管理者に、お問い合わせください。

○ 市役所の担当課

- ・ 改葬許可について 市民生活課 市民係（内線141）
- ・ 市営墓地について 市民生活課 環境整備係（内線327）

〒898-8501

鹿児島県枕崎市千代田町27番地

電話番号 0993-72-1111

メールアドレス simin@city.makurazaki.lg.jp